

## 【帝京大学 女性医師・研究者支援センター規程】

### (趣旨)

第1条 この規程は、帝京大学女性医師・研究者支援センター（以下「センター」という。）の内部組織とその他必要な事項を定めるものとする。

### (業務)

第2条 センターは、次に掲げる具体的業務を行う。

- (1) 男女共同参画推進・女性研究者支援のための具体的方策の計画及び実施に係ること。
- (2) 男女共同参画推進・女性研究者支援の調査及び分析に関すること。
- (3) 男女共同参画推進・女性研究者支援に係る情報発信等に関すること。
- (4) 男女共同参画推進・女性研究者支援に係る相談体制に関すること。
- (5) その他男女共同参画推進・女性研究者支援に関すること。

### (組織)

第3条 センターは、センター長、室長、コーディネーター、および室員をもって構成する。

### (センター長)

第4条 センター長は、副学長を充てる。

2 センター長は、センターの運営を統監する。

### (室長)

第5条 室長は、副学長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、センターの業務を掌理する。

### (室員)

第6条 室員は、室長の命を受け、センターの業務及び事務を処理する。

### (協力教員)

第7条 センターに協力教員を置くことができる。

2 協力教員は、男女共同参画推進・女性研究者支援に関し専門的知識を有する教員のうちからセンター長が指名する。

3 協力教員は、室長の命を受け、センターの業務の処理を助ける。

### (運営会議)

第8条 センターの運営会議は、男女共同参画推進委員会が担う。

### (事務)

第9条 センターに関する事務は、事務局各課等の協力を得て、女性医師・研究者支援センターにおいて処理する。

### (補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

### 附則

#### (施行期日)

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2014年4月1日から改訂施行する。
- 3 この規程は、2020年8月1日から改訂施行する。